

# ひとり親世帯臨時特別給付金 「基本給付」再支給のご案内

ひとり親世帯の支援のため、  
国のひとり親世帯臨時特別給付金支給事業に基づき、  
年未年始に向け、**基本給付の再支給**を実施します！

## 1. 支給対象者

■ 令和2年12月11日時点で、以下の①～③のいずれかに該当する方として、既にひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）の支給を受けている方または申請をしている方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当受給者
- ② **公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方**  
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※ 令和2年12月11日時点で未だ基本給付の申請を行っていない方で、同日以降に基本給付の申請を行う方は、再支給分の基本給付について併せて申請を行うことで、支給が受けられます。

## 2. 支給額（基本給付額）

1世帯当たり **5万円**、第2子以降1人につき **3万円**

### 3. 給付金の支給手続き

令和2年12月11日時点で、既に第1弾の基本給付の支給を受けている  
または申請をしている方

- ▶再支給分の基本給付は**申請不要**で受け取れます。
- ▶**前回の基本給付を彦根市より受給された方は、12月24日（木）に支給します（口座振込）。**

令和2年12月12日以降に基本給付の申請を行う方

- ▶以下の①または②のいずれかに該当する方は、お早めに基本給付の申請を行ってください！**再支給分の基本給付も併せて申請可能です！**
  - ① **公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方**
  - ② **新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（※）**  
**※令和2年7月分以降の児童扶養手当受給者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した方も含みます！**
- ▶申請後、審査の上決定し、随時支給します。

収入制限限度額表

扶養親族数	申請者	扶養義務者
0人	3,114,000円	3,725,000円
1人	3,650,000円	4,200,000円
2人	4,125,000円	4,675,000円
3人	4,600,000円	5,150,000円
4人	5,075,000円	5,625,000円
5人	5,550,000円	6,100,000円

※申請者および申請者と同居されていたり、生計を同じくする扶養義務者（申請者の父母、祖父母、子、孫等）の年間収入（年金を含む）が、限度額を下回っている必要があります。ただし、限度額を超えている方でも、控除が多い場合等は対象となる可能性があります。詳細は、下記（子育て支援課）にお問合せください。

ひとり親  
世帯

(1)給付金の申請手続き

(2)指定口座へ振込み

彦根市  
子育て支援課

※令和2年12月12日以降に申請を行う方は、**令和3年2月28日（当日消印有効）**までに申請をしてください。

問い合わせ先

・彦根市子育て支援課支援係  
0749-26-0994

（受付時間：平日8:30～17:15※12/29～1/3を除く）

・厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター  
0120-400-903

（受付時間：平日9:00～18:00 ※12/29～1/3を除く）